

富山県自立支援協議会の根拠法令について

(1) 障害者総合支援法 (H17. 11. 7 法律第 123 号)

(都道府県障害福祉計画)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～5 略

6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8 略

第 89 条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会の設置)

第 89 条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) 富山県自立支援協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定により、県内における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、富山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 県全体の相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 相談支援従事者その他の障害者の自立支援に携わる者の研修に関すること。
- (3) 専門的分野の支援方策に関すること。
- (4) 富山県障害福祉計画の進行管理及び評価に関すること。
- (5) その他法の円滑な施行に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会の委員は、富山県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

- 2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充て、会議を進行する。
- 3 協議会に、専門事項について協議を行うため、専門部会を置くことができる。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、知事が招集する。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、厚生部障害福祉課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略